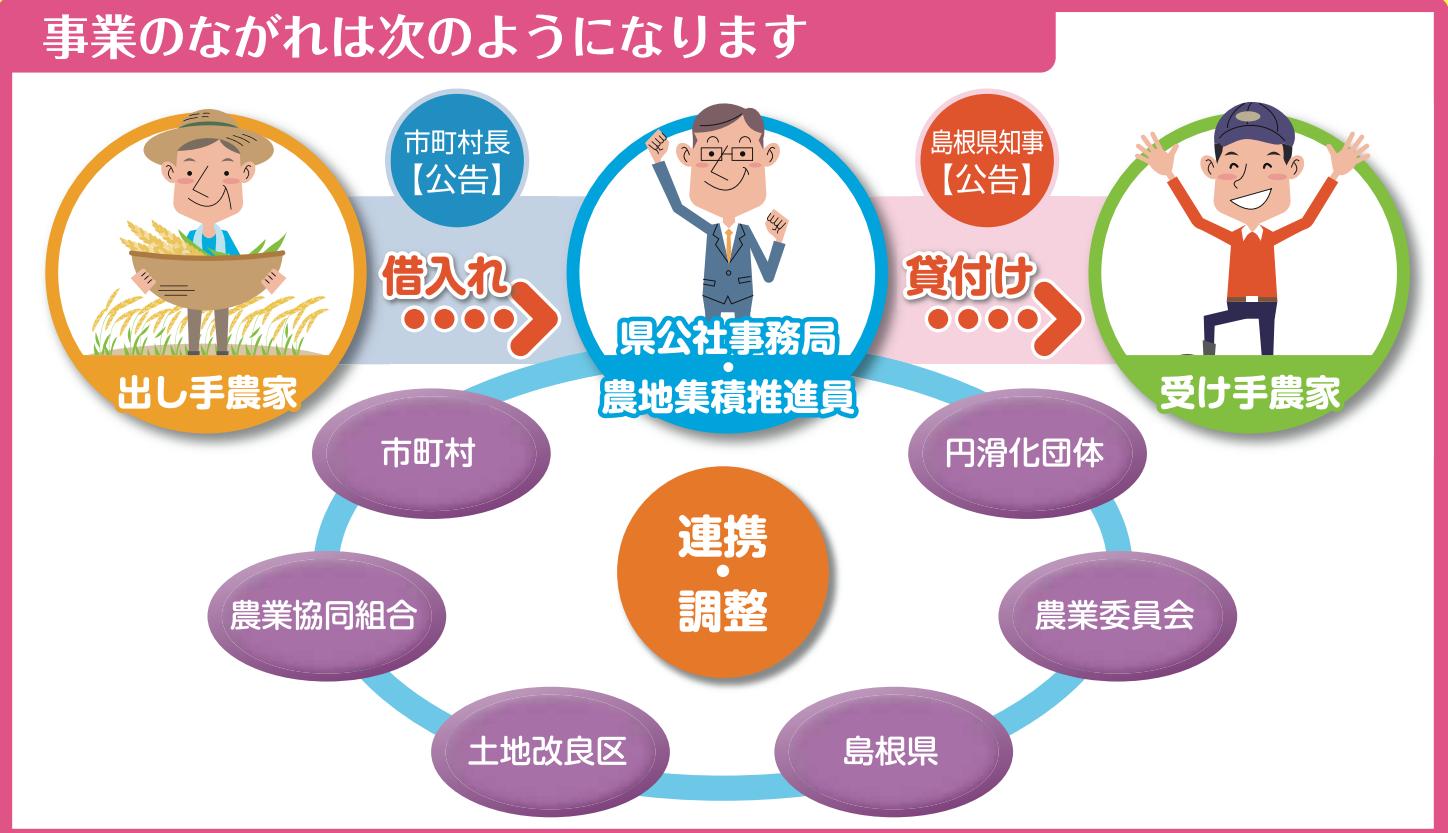


# 農地中間管理事業で 農地の貸し借りをしてみませんか!!

- 公益財団法人しまね農業振興公社は、島根県知事より「農地中間管理機構」の指定を受け、平成26年4月1日より農地中間管理事業を実施しています
- この事業は、県公社が農地の所有者から農地を借り入れて、「経営規模を拡大したい！ 農地をまとめたい！ 新たに農業を始めたい！」という希望をお持ちで、農地の借受希望者を募る公募に応募された方に対して貸し付ける事業です

事業のながれは次のようにになります



事業を活用する場合の要件は次のとおりです

※借り入れが難しい農地もあります。

## 【農用地等を貸したい方】

- ・農業振興地域内の農用地等であること
- ・農用地等として利用することが著しく困難な農用地等でないこと
- ・機構が貸し付ける見込みのある農用地等であること

※機構が借り入れる期間は、極力おおむね10年以上となるようにしております(5年も可)

## 【農用地等を借り受ける方】

- ・機構が行う公募に応募された方(個人又は法人)であること  
※応募段階では任意組織であっても応募は可能ですが、借り受ける時点では法人化していただくことが前提です。  
※公募は年間をとおして行っています。
- ・借り受けた農用地の全てを効率的に利用することが認められること
- ・借り受けた方が農作業に常時従事すると認められること  
※機構が貸し付ける期間は、借り入れる期間と同期間になります



# 農用地等の貸し借りのメリット(主なもの)

## 【農用地等を貸したい方】

- 機構集積協力金の対象となります
- 経営移譲年金の加算付年金の受給対象となります

## 【農用地等を借りたい方】

- 複数の土地所有者から借り受けられる場合、県公社が中間保有することで、貸借に係る手続きの煩雑化が解消されます
- 県公社から借り受けられるので、所有者との直接取引に起きたトラブル等が解消されます

## 機構集積協力金について(平成28年度版)

### 1. 地域に対する支援(地域集積協力金)

交付対象者	市町村内の「地域」(*集落、大字、小学校区など外縁が明確であるもの)		
交付要件	「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること		
交付単価	地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価		
貸付割合	2割超5割以下	5割超8割以下	8割超
10a単価	1.5万円	2.1万円	2.7万円

\*上記の単価に機構への貸付面積を乗じた金額を交付(地域農業の発展に資する用途に活用下さい。)

\*機構に貸し付けられる日の前1年以内に、担い手が所有権や賃借権等に基づいた耕作又は特定農作業受託をしたことがある農地は交付単価の2分の1となります。ただし、集約化を図る農地については上記の単価となります。  
詳しくは、最寄りの市町村役場にお問い合わせ下さい。

### 2. 個々の出し手に対する支援

#### (1) 経営転換・リタイアする場合の支援(経営転換協力金)

交付対象者	機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」及び「農地の相続人で農業経営を行わない者」
交付要件	全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること *10a未満の自作地や機構が借り受けなかった自作地などは除きます。
交付単価	1万円／10a *1交付対象者当たりの上限は70万円です。

#### (2) 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金)

交付対象者	機構の借受農地に隣接する農地(交付対象農地)について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
交付要件	交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
交付単価	1万円／10a

\*予算に限りがありますので、ご留意願います。



本内容についてのお問合せは、(公財)しまね農業振興公社、農地集積推進員や最寄りの市町村役場までお願いします。

**(公財)しまね農業振興公社 〒690-0876 松江市黒田町432-1**

TEL.0852-20-2871 e-mail : kousha@agri-shimane.or.jp URL : <http://www.agri-shimane.or.jp>

### 農地集積推進員

●松江・隱岐地区担当	080-8235-3066	●大田地区担当	080-2889-7883
●安来地区担当	080-2938-7480	●県央地区担当(川本町、美郷町、邑南町)	080-8236-2878
●雲南地区担当(雲南省)	080-8235-8608	●浜田地区担当(江津市、浜田市)	080-2944-2366
●雲南2地区担当(奥出雲町、飯南町)	080-2944-2125	●益田地区担当(益田市、津和野町、吉賀町)	090-7139-2237